

次の規定は、お客さまと株式会社三井住友銀行・三井住友カード株式会社・東日本旅客鉄道株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

【オートチャージに関する特約】

第1条（適用範囲）

本特約は、「SMBC CARD Suica（三井住友 VISA）規定」、「三井住友 VISA カード&三井住友マスターカード会員規約」、東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）、東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）、モバイル Suica 会員規約、鉄道利用に関する特約およびオートチャージ利用特約（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。

第2条（オートチャージサービス）

1. 「オートチャージ」とは、SMBC CARD Suica または SMBC CARD Suica と「リンクに関する特約」第 2 条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名 IC カード乗車券（「電子マネー取扱規則」に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む）」（以下「IC カード乗車券」といいます。）または SMBC CARD Suica により会員登録されたモバイル Suica 電話機（以下「モバイル Suica 電話機」といいます。）における SF 残額が、あらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入場する際に、SMBC CARD Suica のクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。
2. 本サービスは、三井住友カード株式会社と JR 東日本が提供するサービスです。

第3条（利用方法等）

1. 利用者は、SMBC CARD Suica へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定については、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社および JR 東日本（以下総称して「各社」といいます。）に SMBC CARD Suica の入会申込みをする際に各社所定の方法により行うか、JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する Suica 対応 ATM（以下「ATM」といいます。）により行い、実行判定金額および入金実行金額の変更および利用停止については、ATM により行うこととします。

2. 利用者は、リンクした IC カード乗車券へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、ATM により行うこととします。
3. 利用者は、モバイル Suica 電話機へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイル Suica 電話機により行うこととします。
4. 実行判定金額および入金実行金額は、1 万円を限度として 1 千円単位で設定することとします。
5. 本サービスは、利用者本人以外の利用はできないものとします。
6. オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。なお、本サービスは、各社が認めた場合を除き利用者による利用がなされたものとみなします。

第 4 条（制限事項等）

1. 1 日のオートチャージの合計額の上限は 2 万円とします。
2. SMBC CARD Suica による利用代金の決済が承認されない場合には、オートチャージできません。
3. 本サービスのお支払いは、SMBC CARD Suica のクレジット機能によるカードショッピングの 1 回払いとします。ただし、利用者から申出があり、三井住友カード株式会社が承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。
4. 利用者は、一旦実施したオートチャージの取消はできないものとします。
5. 利用者は、Suica に関する特約第 8 条に該当する場合を除き、オートチャージによりチャージした SMBC CARD Suica における SF の払い戻しはできないものとします。
6. 各社のいずれかが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。

第 5 条（有効期限）

1. 本サービスの有効期限は、SMBC CARD Suica の有効期限までとします。
2. リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。
 - (1) リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、各社が引き続き SMBC CARD Suica の利用者と認める場合には、ATM において JR 東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度利用者自らが行うこととします。
 - (2) 各社が引き続き SMBC CARD Suica の利用者と認めた場合でも、有効期限内に前項の手続きを行わなかった利用者は、有効期限の到来をもってリンクによる本サービスは利用停止となります。
 - (3) 利用者が有効期限の更新を認められなかった場合、利用者は有効期限の到来をもって本サービスは利用停止となります。

第6条（紛失・盗難等）

1. 利用者は、万一リンクした IC カード乗車券を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかに IC カード乗車券を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。
2. 利用者は、オートチャージ設定したモバイル Suica 電話機を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにモバイル Suica コールセンターまたはパソコン向けモバイル Suica サイトを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。
3. JR 東日本は前項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。

第7条（免責事項）

1. 不可抗力、システム上のトラブル、第4条による場合等の理由を問わず、オートチャージが実施できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はその責任を負わないこととします。
2. リンクした IC カード乗車券またはオートチャージ設定したモバイル Suica 電話機を紛失し、または盗難にあった利用者が第6条の手続きを行わなかった場合、および第6条第3項に規定する IC カード乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、または IC カード乗車券の使用等（払い戻しを含みます。）により生じた利用者の損害については、各社はそれらを補償する責めを負いません。
3. 利用者は、退会後であっても、退会前に発生した本サービスにかかわる利用代金の支払いについては本特約が適用されることを了承することとします。

以上

三井住友銀行 三井住友カード JR東日本